

建築基準法施行令第129条第1項の認定に係る評価項目一覧表（階避難安全性）

基準 (令第129条第2項)	適用しない規定		規定を適用しない建築物の部分		計画内容	検討事項	該当ページ
	条文	項目	該当箇所 (階)	概要			
前項の「階避難安全性能」とは、当該階のいずれの室（火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室を除く。）で火災が発生した場合においても、当該階に存する者（当該階を通らなければ避難することができない者を含む。以下この条において「階に存する者」という。）のすべてが当該階から直通階段（避難階又は地上に通ずるものに限り、避難階にあつては地上。以下この条において同じ。）の一までの避難を終了するまでの間、当該階の各居室及び各居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。							

(BVJ-006BS)

階避難安全性能の検証方法

居室避難						
居室名		避難行動の予測方法			煙流動性状の予測方法	評価
階	室名	避難開始時間 <i>tstart</i>	歩行時間 <i>ttravel</i>	出口通過時間 <i>tqueue</i>	煙等降下時間	

階避難						
火災室名		避難行動の予測方法			煙流動性状の予測方法	評価
階	室名	避難開始時間 <i>tstart</i>	歩行時間 <i>ttravel</i>	出口通過時間 <i>tqueue</i>	煙等降下時間	

(避難経路途中の安全性確認も含む)